

川越市市制施行100周年記念誌作成業務委託 仕様書

1 委託業務名

川越市市制施行100周年記念誌作成業務委託

2 業務目的

市制施行100周年を迎えるにあたり、これまでの歩みを振り返り、本市の魅力を記録し発信することにより、川越への愛着と誇りを次の世代へつなげるため、令和4年の川越市市制施行100周年記念事業の一環として、川越市市制施行100周年記念誌（以下「記念誌」という。）を作成する。

3 委託期間

契約締結日から令和5年1月8日まで

【参考】作成スケジュール

～令和3年 9月	資料収集、目次（構成）案・ページ数の決定
～令和4年 3月	取材、原稿執筆、編集、ゲラ起こし
～令和4年10月	ゲラ校正、電子版納品（～10月6日）
～令和4年11月	印刷・製本、冊子版納品（～11月10日）
～令和4年12月	式典（12月1日予定）において配布予定

4 業務内容

(1) 原稿作成から印刷製本、納品まで

原稿は下記の構成案（PR・記念誌部会案）に基づいて作成すること。

- ・ 総論（歴史・年表、地理・地図、民俗文化、人物、産業、自然、地形）
- ・ 100歳の川越人にインタビュー
- ・ 海外からの川越人にインタビュー
- ・ 未来を担う川越人にインタビュー
- ・ 写真で振り返る川越の100年
- ・ 統計と数字で振り返る川越の100年
- ・ 川越のアートアーカイブ（絵画品など川越の美術品や文化財など）

* 市民だけでなく市外や外国人の閲覧も可能なことから、川越の魅力が内外に十分伝わるものとする。

* 若年層や外国籍市民が読みやすいよう、平易かつ明確な日本語記述とすること。

* 電子版（日本語・英語）を作成すること。

* 電子版（英語）作成の際は、以下の点に留意すること。

- ① ネイティブチェックを実施すること。
- ② 非英語圏ネイティブの外国籍市民が、辞書を使わずに読める程度の語彙

レベルとすること。

- ③ 日本語テキストの文法や記述をそのまま採用するのではなく、内容が通じるように意識し、適宜説明を追加すること。

(2) 写真データの掲載

① 写真の時期

- ・大正11年（1922年）から令和4年（2022年）までの写真（各年1枚）を掲載すること。
- ・大正11年（1922年）以前の写真も掲載できるものとする。

② 写真の条件

- ・川越市内（合併前地域も含む）の写真であること。
- ・当時の状況（生活、文化、歴史、自然、世相等）が分かること。
- ・著作権、肖像権等の権利関係に問題がないこと。
- ・場所や年代が明確で、現在の景観と比較したときに時代変遷の特徴が顕著な写真が望ましい。

*令和2年度実施の「川越市市制施行100周年記念誌用写真及び情報データ収集業務委託」の成果データ（写真データ400点程度あり。閲覧希望の場合、お問い合わせください。）を使用することができる。

③ 写真への対応

- ・場所と年代の追記
- ・キャプションの追記
- ・出典元の追記

*モノクロ画像データのカラー化を盛り込むこと。

(3) PR・記念誌部会への出席

年3回程度開催。部会員への作成進捗の報告・説明等を行うこと。

(4) その他記念誌作成に関わる一切のこと

5 規格

- | | |
|--------------|-------------------------|
| (1) サイズ | A4判 |
| (2) 頁数 | 160頁（本文） |
| (3) 刷色 | フルカラー |
| (4) 装丁・デザイン | 並製本・無線綴じ |
| (5) 紙質 | 再生マットコート |
| (6) 書体 | UDフォント中心 |
| (7) 冊子部数 | 2,500部 |
| (8) 電子版（日・英） | ①PDF版 ②HTML版 ③その他電子書籍対応 |

6 独自提案

「4 業務内容」及び「5 規格」について、参加者は独自提案をすること。

7 成果品と納期

- (1) 記念誌（電子版） 令和4年10月6日
- (2) 記念誌（データ） 令和4年11月10日
- (3) 記念誌（日本語・冊子版） 令和4年11月10日

* 記念誌（データ）とは、一般の印刷事業者等が印刷製本可能な版下データ及び掲載した写真・イラスト・図表等のデータのこと（冊子版の追加印刷等が必要となったときの対応を目的とする）。

8 事業費限度額

10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

* 委託料の支払いは業務終了後の完了払いとする。

9 その他

(1) 著作権等

成果品の著作権は、全て100周年会議の事務局を務める川越市に帰属する。本業務のために撮影した図表等は全て川越市に供与し、その利用、再編集は川越市において自由にできるものとする。また、第三者の著作物を使用する場合、著作権処理などの使用料は受注者が負担すること。

(2) 個人情報保護

受注者は、川越市個人情報保護条例（平成16年条例第19号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を業務終了後も含めて他に漏らしてはならない。

(3) 業務情報保護

本業務により得られた成果品及び資料、情報等は川越市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

(4) 納入後の不備

成果品納入後に発生した受注者側の責めに帰する不備が発見された場合は、無償で速やかに必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受注者負担とする。

(5) その他

定めのないものについては、その都度、発注者と受注者との間で定めるものとする。

10 担当部署

川越市市制施行100周年会議

所在地： 〒350-8601 埼玉県川越市元町1-3-1（事務局：政策企画課内）

電話： 049-224-5503（直通）

E-mail： seisakukikaku@city.kawagoe.saitama.jp